

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合
 区画整理ニュース 14号



令和3年7月吉日発行

◆◆◆ 理事長挨拶 ◆◆◆

盛夏の候、組合員の皆様方にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、当事業の推進にご理解いただき厚く御礼申し上げます。

さて、6月26日(土)組合事務所で、「所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合第10回総会」を開催いたしました。多くの方々にご出席、また書面でのご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。総会に上程いたしました承認事項「令和2年度事業報告書及び収支決算書並びに財産目録について」の議案は慎重審議のうえ、承認を頂きました。

当事業においては、現在工事を急ピッチで進めております。工事に当たっては、工事車両の通行及び騒音、通行止め等でご迷惑をお掛けしておりますが、皆様方のご理解とご支援をお願いいたします。

東京オリンピック開催が近づくなか、新型コロナウイルス感染が再拡大しています。ワクチン接種が徐々に進んできておりますが、引き続き感染に気を付けて、ご自愛ください。

最後になりますが、改めて皆様からの変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、ご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合
 理事長 肥沼一彦

◆◆◆ 組合からのお願い ◆◆◆

●土地の権利の異動について

組合では、土地の権利関係の最新情報を常に把握する必要があります。相続や、土地の売買等で、権利を変動する予定や、変動が生じた場合は組合までお知らせください。

●使用収益開始後の建築行為について

土地区画整理事業の施行地区内において建築物の新築、ブロック塀やカーポートの設置等をしようとする場合は、土地区画整理法第76条第1項の規定により、所沢市長の許可が必要となります。組合から使用収益開始通知をされ、建築等の計画がある方は、事前に組合までご相談ください。

なお、土地区画整理法第76条許可申請のパンフレット、申請書等の必要書類は所沢市のホームページからダウンロードできます。所沢市のホームページで『76条』と検索してください。

●仮換地の分割について

仮換地を分割したい場合には、従前地の分筆が必要となります。従前地の分筆及び仮換地の分割の際は、事前に組合までご相談ください。

●土地の売買について

土地の売買について、事業施行中でも可能です。ただし、新しい所有者は旧所有者からの本事業における権利及び義務が承継されることとなりますので、土地の売買契約を行う場合は、仮換地の内容について十分説明するとともに、清算金の取り扱いについて取り決めをしておいてください。

◆◆◆ 発行・お問い合わせ先 ◆◆◆

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

住所 埼玉県所沢市大字北秋津418-5 電話 04-2946-8566 FAX 04-2946-8564
 Mail kitaakitsukumiai@vega.ocn.ne.jp

◆◆◆第10回総会報告◆◆◆

令和3年6月26日に所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合にて、本組合の第10回総会を開催し、上程した議案を慎重審議していただいた結果、原案どおり議決されました。

当日は、前回同様コロナウイルス感染拡大予防の観点から書面議決書の行使を推奨し、組合員総数116名の内、出席者16名、書面議決による出席74名、委任状による出席1名、合計91名、出席率にすると78%と組合員の過半数の出席を頂き開催しましたことをご報告いたします。

【承認事項】

第1号議案 令和2年度事業報告書及び収支決算書並び財産目録について

【令和2年度収支決算】

収入金額 689,835,660円

支出金額 659,981,474円

繰越金 29,854,186円（令和3年度へ繰越）

(1)収入の部

款	当初予算額	現予算額	決算額	増▲減額
第1款 事業費補助金	308,000,000	128,900,000	128,900,000	0
第2款 特別道路整備費補助金	291,000,000	243,715,000	243,715,000	0
第3款 公共施設管理者負担金	199,000,000	199,751,000	199,751,000	0
第4款 保留地処分金	0	980,130,000	0	▲ 980,130,000
第5款 寄付金・その他	100,000	100,000	66,077	▲ 33,923
第6款 繰越金	118,900,000	117,404,000	117,403,583	▲ 417
収入合計	917,000,000	1,670,000,000	689,835,660	▲ 980,164,340

(2)支出の部

款	当初予算額	現予算額	決算額	増▲減額
第1款 事業費	778,600,000	1,536,000,000	596,529,439	▲ 939,470,561
第2款 事務費	66,300,000	68,700,000	63,452,035	▲ 5,247,965
第3款 償還費	0	0	0	0
第4款 予備費	72,100,000	65,300,000	0	▲ 65,300,000
支出合計	917,000,000	1,670,000,000	659,981,474	▲ 1,010,018,526

総会においては、6月2日（水）に行われた監査の結果を関藤一監事より事業報告書、収支決算書、財産目録等は適法且つ適正である旨の報告がありました。



肥沼理事長による挨拶



議案説明する様子



関藤一監事による報告



総会議決の様子

◆◆◆生産緑地を宅地化する際の雨水対策について◆◆◆

当事業で造成している調整池での受け入れ可能な雨水は、計画宅地のみの面積で計算されており、生産緑地部分については除外されております。

そのため、将来相続等で生産緑地を解除し、宅地として開発する際は宅地内で雨水を処理する必要があります。

建築等の際、所沢市より雨水貯留浸透施設の設置の指導が行われると思いますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

将来的に所沢市の指導を受けた際、こんな話は聞いていないなどのトラブルが起きないように関係権利者の皆様に周知させていただきます。

また、土地の売買等を行う際にも、このことを相手方に十分説明しておいて下さい。